

中城村
第6期障害福祉計画
第2期障害児福祉計画



令和4年1月

中 城 村

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 計画書（目次）

第1章 基本的な考え方

1. 計画策定の経緯等	1
2. 計画の位置づけと計画期間	1
3. 計画の対象者	2

第2章 障害福祉の状況

1. 中城村の人口と世帯	3
1) 年齢区分別の人口推移	3
2) 行政区ごとの世帯数の推移	4
2. 障害のある村民の状況	5
1) 障害手帳の所持者の推移	5
2) 障害者手帳の重複所持者の推移	6
3) 障害手帳所持者の年齢区分別の推移	7
4) 身体障害者手帳所持者の主たる障害区分別の推移	8
5) 精神保健福祉手帳所持者の主たる疾病別の推移	9
3. 特別支援保育・特別支援教育の状況	11
1) 村内保育所等における特別支援保育の状況	11
2) 村立小中学校における特別支援教育の現状	12

第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画

1. 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の概要	13
1) 障害者総合支援法・児童福祉法の改正	13
2) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の体系	14
3) 児童福祉法に基づく障害児通所給付費等の体系	19
2. 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における成果目標の設定 （令和5年度末の目標）	21
1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	21
2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	21
3) 地域生活拠点等が有する機能の充実	23
4) 福祉施設から一般就労への移行等	23
5) 障害児支援の提供体制の整備等	25
6) 相談支援体制の充実・強化等	27

7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	27
8) 発達障害者等に対する支援	28
3. 障害福祉サービス	31
1) 障害福祉サービスの見込量	31
2) サービス見込量確保のための方策	40
4. 障害児通所給付費等	41
1) 障害児通所給付費等の見込量	41
2) 障害児・子育て支援等の提供体制の見込み	43
3) サービス見込量確保のための方策	44
5. 地域生活支援事業	45
1) 地域生活支援事業の見込量	45
2) 地域生活支援促進事業の見込量	51
3) サービス見込量確保のための方策	53

第4章 計画の推進・評価について

1. 計画の推進体制	54
1) 庁内体制	54
2) 関係機関や地域との連携体制	54
2. 人材の確保・質の向上	55
3. 計画の進行管理	55
1) 中城村地域包括ケア推進協議会の活用	55
2) 計画や障害福祉サービス等の広報・普及啓発	56

資料 中城村地域包括ケア推進協議会設置要綱	57
障害者等に関する各種マーク	59

第1章 基本的な考え方

1. 計画策定の経緯等

国の障害保健福祉施策においては、障害者及び障害児が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活が営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して、制度が整備されてきました。

平成18年度の障害者自立支援法の施行により、市町村に対して市町村障害福祉計画、都道府県に対して都道府県障害福祉計画の策定を義務付け、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みが導入されました。

また、平成25年度に障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）に改正されました。平成30年度には児童福祉法の一部改正により、市町村に対して市町村障害児福祉計画、都道府県に対して都道府県障害児福祉計画の作成を義務付け、障害児通所支援（市町村で実施）及び障害児入所支援（都道府県で実施）の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための仕組みが導入されています。

2. 計画の位置づけと計画期間

中城村第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき「市町村障害福祉計画」と「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

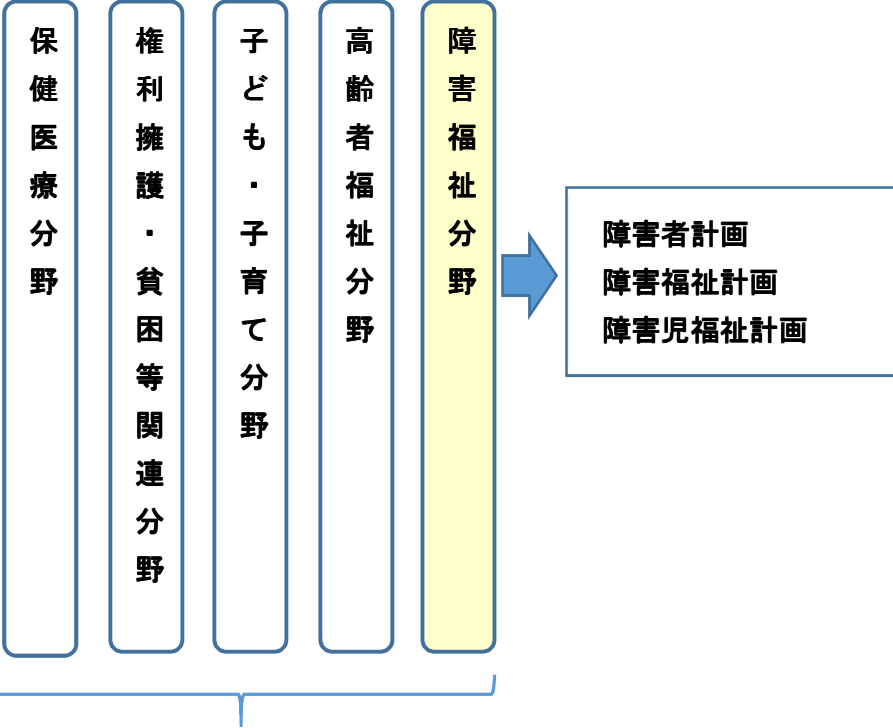
各年度における障害福祉サービス等の必要量の見込み及び確保のための方策を定めるもので、3年を計画期間とし、3年毎に見直しを行います。

なお、本計画は、本村における最上位計画である「中城村第4次総合計画」との整合性を図り、その他の関連計画との整合を図りながら策定しています。

平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画		
第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画		

中城村第4次総合計画（村の最上位計画）

中城村地域福祉推進計画



3. 計画の対象者

この計画の対象者は、「身体障害」「知的障害」「精神障害」の3障害及び難病等を有する方が対象となります。

障害者（18歳以上）

- 身体障害者福祉法第4条に規定する「身体障害者」
- 知的障害者福祉法にいう「知的障害者」
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する「精神障害者」のうち18歳以上の者（発達障害者を含む）

障害児（18歳未満）

- 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児

難病等

- 障害者総合支援法第4条第1項に規定する治療方針が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣の定める程度である18歳以上の者

第2章 障害福祉の状況

1. 中城村の人口と世帯

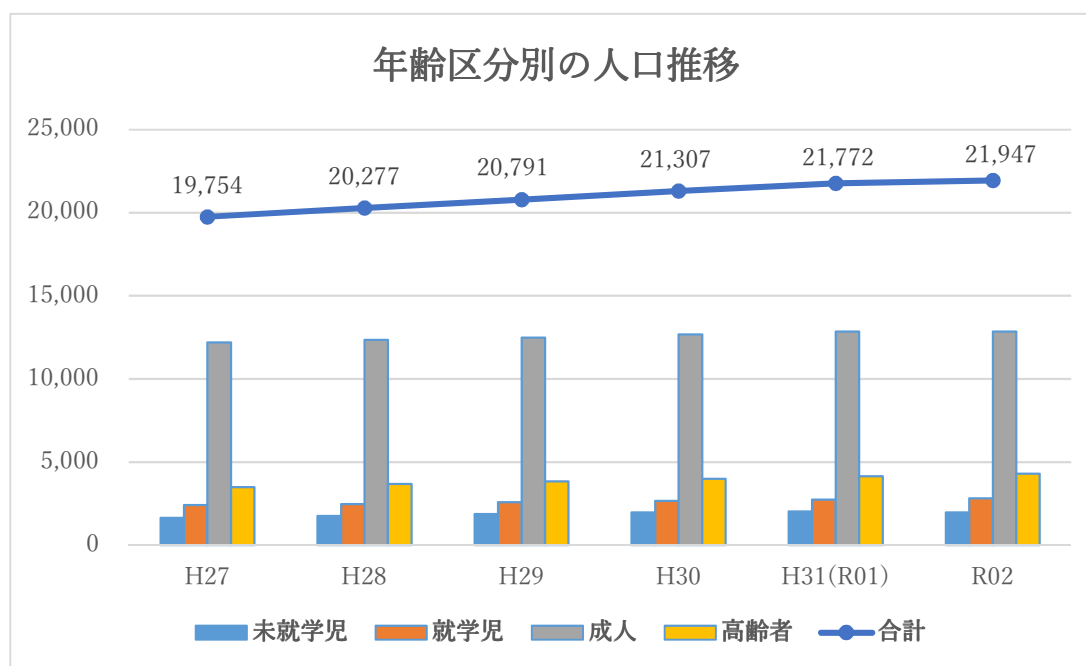
1) 年齢区分別の人口推移

(単位:人)

年齢区分	第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画		
	H27	H28	H29	H30	H31(R01)	R02
未就学児	1,654	1,770	1,878	1,979	2,027	1,971
就学児	2,417	2,468	2,580	2,661	2,735	2,819
成人	12,193	12,360	12,488	12,671	12,855	12,860
高齢者	3,490	3,679	3,845	3,996	4,155	4,297
合計	19,754	20,277	20,791	21,307	21,772	21,947
高齢化率	17.67%	18.14%	18.49%	18.75%	19.08%	19.58%

資料:住民基本台帳 基準日:年度末現在

※未就学児:00-06歳 就学児(小学生~高校生):07-17歳 成人:18-64歳 高齢者:65歳以上



本村の総人口は、平成27年度末現在19,754人で、令和2年度末には21,947人となっており、平成27年度末から2,193人の人口増となっております。

年齢区分別で比較すると、未就学児と就学児の人口は、平成27年度末で4,071人、令和2年度末で4,790人となり、平成27年度末から719人の人口増となっております。18歳から64歳までの成人では、平成27年度末で12,193人、令和2年度末で12,860人となり、平成27年度末から667人の人口増となっております。65歳以上の高齢者人口は、平成27年度末で

3,490人、令和2年度末で4,297人となり、平成27年度末から807人の人口増となっております。高齢化率は、平成27年度末で17.67%、令和2年度末で19.58%となり、高齢化が進んでいる状況となります。

2) 行政区ごとの世帯数の推移

(単位:人)

行政区	第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画		
	H27	H28	H29	H30	H31(R01)	R02
伊集	297	300	298	308	314	326
和宇慶	285	290	296	295	306	303
南浜	75	76	77	77	81	77
北浜	194	194	197	194	201	208
津覇	425	429	445	451	457	464
奥間	305	309	314	313	314	324
浜	172	171	173	171	171	172
安里	149	152	158	159	152	157
当間	327	332	337	345	363	372
屋宜	272	287	301	306	307	315
添石	236	236	244	243	243	258
伊舎堂	242	250	248	266	280	283
泊	170	169	170	173	179	176
久場	530	533	543	555	592	616
登又	300	303	314	312	326	327
新垣	232	242	244	247	243	242
北上原	351	359	379	386	398	408
南上原	2,890	3,113	3,268	3,467	3,672	3,768
県営中城団地	88	86	94	95	94	94
中城サンヒルスタウン	170	183	191	190	195	202
県営中城第二団地	53	52	54	55	55	57
計	7,763	8,066	8,345	8,608	8,943	9,149
対前年世帯増加率	103.85	103.90	103.46	103.15	103.89	102.30

資料:住民基本台帳 基準日:年度末現在

世帯別での推移では、平成27年度末で7,763世帯、令和2年度末で9,149世帯となり、1,386世帯の増加となっております。行政区別では、南上原地区の世帯増加が顕著となっております。

2. 障害のある村民の状況

1) 障害手帳所持者の推移

(単位:人)

手帳種別 /等級別	第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画		
	H27	H28	H29	H30	H31(R01)	R02
身体障害者手帳①	697	715	727	725	719	704
対前年増加率	101.90	102.58	101.68	99.72	99.17	97.91
1級	244	249	257	275	266	267
2級	132	132	128	125	131	126
3級	128	136	139	130	133	128
4級	117	123	128	124	120	112
5級	25	27	26	25	24	25
6級	51	48	49	46	45	46
療育手帳②	164	177	190	200	209	216
対前年増加率	105.81	107.93	107.34	105.26	104.50	103.35
A1	12	13	14	15	15	17
A2	42	43	50	55	56	55
B1	37	38	39	45	48	56
B2	73	83	87	85	90	88
精神保健福祉手帳③	175	187	201	197	229	219
対前年増加率	97.77	106.86	107.49	98.01	116.24	95.63
1級	54	57	67	63	69	64
2級	92	99	107	99	126	126
3級	29	31	27	35	34	29
合計(①+②+③)	1,036	1,079	1,118	1,122	1,157	1,139
対前年増加率	101.77	104.15	103.61	100.36	103.12	98.44

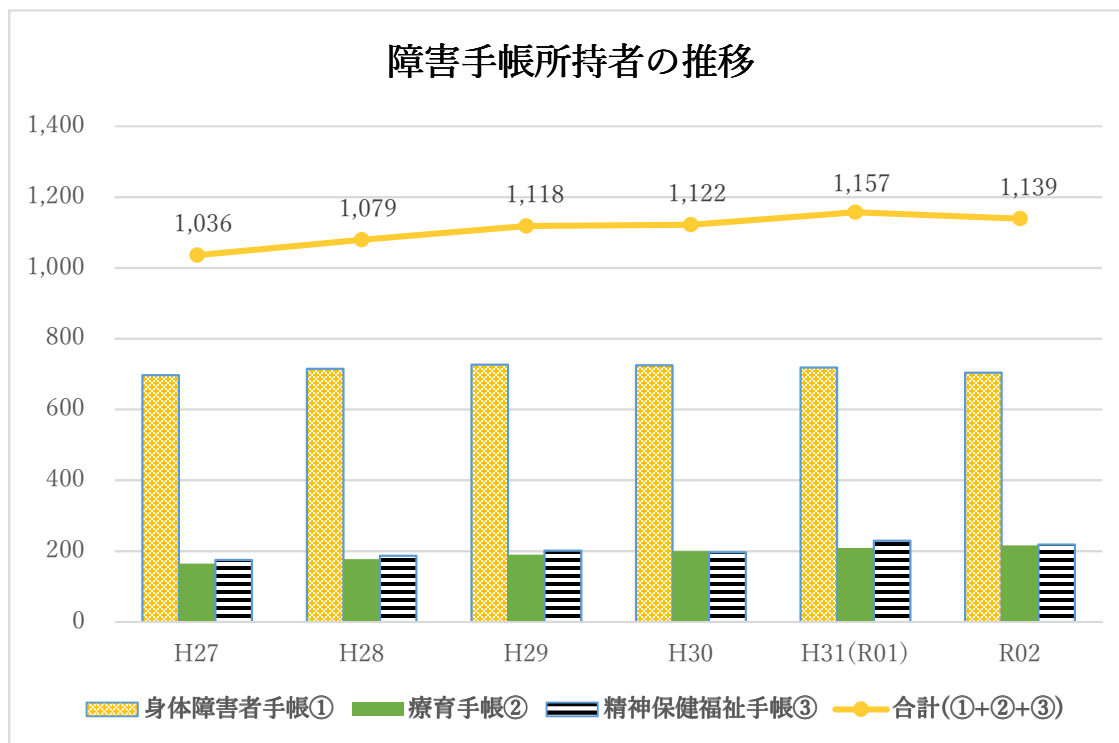
資料:手帳管理システム

障害者手帳所持者の推移については、3 障害の手帳所持者は、平成 27 年度末で 1,036 人、令和 2 年度末で 1,139 人となっており、103 人の増加となっております。

身体障害者手帳所持者は、平成 27 年度末で 697 人、令和 2 年度末で 704 人となっており、7 人の増加となります。総合等級別では、平成 27 年度末と令和 2 年度末と比較すると、総合等級 1 級の方の増加が顕著（23 人）となっております。

療育手帳所持者は、平成 27 年度末で 164 人、令和 2 年度末で 216 人となっており、52 人の増加となります。等級別では、平成 27 年度末と令和 2 年度末と比較すると、A 1（5 人）、A 2（7 人）、B 1（33 人）、B 2（15 人）の増加であり、各等級とも増加傾向にあることがわかります。

精神保健福祉手帳所持者は、平成 27 年度末で 175 人、令和 2 年度末で 219 人となっており、44 人の増加となります。等級別では、平成 27 年度末と令和 2 年度末で比較すると、1 級(10 人)、2 級(34 人)の増加がみられます。



2) 障害者手帳の重複所持者の推移

(単位:人)

手帳種別 /重複取得別	第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画		
	H27	H28	H29	H30	H31(R01)	R02
身体+療育+精神	1	1	1	1	1	1
身体+療育	25	27	28	29	28	26
(再掲) 重度心身障害者	13	14	14	16	15	14
身体+精神	12	14	17	18	17	18
療育+精神	8	10	10	8	12	8
計	46	52	56	56	58	53

資料:手帳管理システム

※重度心身障害者 身体障害者手帳 1 級又は 2 級、及び、療育手帳 A1 又は A2

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を複数所持している方の推移については、平成 27 年度末で 46 人、令和 2 年度末で 53 人となっており、7 人の増加がみられます。また、身体障害者手帳と精神保健福祉手帳の複数所持者については、平成 27 年度末と令和 2 年度末で比較すると、6 人の増加となっております。

3) 障害手帳所持者の年齢区分別の推移

(単位:人)

手帳種別/年齢区分別	第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画		
	H27	H28	H29	H30	H31(R01)	R02
身体障害者手帳①	697	715	727	725	719	704
未就学児	4	8	7	5	7	7
就学児	11	12	15	15	17	16
成人	240	247	234	226	233	220
高齢者	442	448	471	479	462	461
療育手帳②	164	177	190	200	209	216
未就学児	11	9	11	10	7	9
就学児	37	44	46	44	49	52
成人	107	114	120	132	139	141
高齢者	9	10	13	14	14	14
精神保健福祉手帳③	175	187	201	197	229	219
未就学児	0	0	0	0	0	0
就学児	0	2	4	4	6	5
成人	129	136	141	139	157	146
高齢者	46	49	56	54	66	68
合計(①+②+③)	1,036	1,079	1,118	1,122	1,157	1,139

資料:手帳管理システム

※未就学児:00-06歳 就学児(小学生~高校生):07-17歳 成人:18-64歳 高齢者:65歳以上

障害者手帳の年齢区分での推移では、年度の推移にて、各年齢区分における数値の変動がみられますが、障害手帳別では次のとおりとなっています。

身体障害者手帳所持者の平成27年度末と令和2年度末の比較では、成人では減少傾向が見られますが、その他の年齢区分では増加傾向がみられます。

療育手帳所持者では、平成27年度末と令和2年度末の比較では、未就学児では10人前後の横ばい傾向にありますが、就学児では15人の増、成人では34人の増、高齢者でも5人の増なっています。17歳以下では、就労支援に向けての特別支援学校在学中の取得がみられます。

精神保健福祉手帳所持者の多くは、18歳以上ですが、17歳以下では特別支援学校在学中に発達障害を理由とした手帳取得がみられます。高齢者においては、認知症を理由とした手帳取得も増加傾向にあります。

4) 身体障害者手帳所持者の主たる障害区分別の推移

(単位:人)

身体障害者手帳の 主たる障害区分別	第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画		
	H27	H28	H29	H30	H31(R01)	R02
視覚障害	34	36	31	32	28	29
聴覚又は平衡機能 障害	87	85	87	85	86	85
音声機能、言語機能 又はそしゃく機能障害	5	7	6	5	5	4
肢体不自由	286	294	298	297	302	290
心臓機能障害	194	199	206	213	208	204
じん臓機能障害	60	59	63	62	61	61
その他の内部障害	31	35	36	31	29	31
計	697	715	727	725	719	704

資料:手帳管理システム

※肢体不自由: 上肢機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害、移動機能障害を含む。

※その他の内部障害: 呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害を含む。

身体障害者手帳所持者の主たる障害区分での推移では、「肢体不自由」が最も多く、「聴覚又は平衡機能障害」、「心臓機能障害」、「じん臓機能障害」の順となっています。

5) 精神保健福祉手帳所持者の主たる疾病別の推移

(単位:人)

精神保健福祉手帳 の主たる疾病別	第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画		
	H27	H28	H29	H30	H31(R01)	R02
アルツハイマー型認知症	3	7	7	4	6	7
脳血管性認知症	1	1	1	1	1	2
その他認知症	3	3	3	3	1	1
その他器質性精神障害	9	13	14	12	13	13
アルコール依存症	0	0	1	1	1	1
アルコール精神病	0	1	1	1	1	1
覚醒剤依存症	0	0	0	0	0	0
覚醒剤精神病	0	0	0	0	0	0
有機溶剤中毒(シンナー中毒)	0	0	0	0	0	0
その他中毒性精神病	0	0	0	0	0	0
統合失調症圏の障害	91	92	94	82	95	89
心因反応	0	0	0	0	0	0
非定型精神病	0	0	0	0	0	0
接枝分裂病	0	0	0	0	0	0
気分(感情)障害	30	35	40	42	47	36
神経症圏の障害	3	4	4	4	5	9
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	0	0	0	0	0	0
人格障害	0	0	0	1	1	1
知的障害	1	1	1	2	2	3
心理的発達障害	4	4	5	8	9	13
小児青年期の行動情緒障害	0	0	2	2	3	5
不明(年金証書など)	19	15	18	24	34	28
その他精神障害	1	1	0	0	0	0
てんかん	10	10	10	10	10	10
計	175	187	201	197	229	219

資料:手帳管理システム

精神保健福祉手帳所持者の主たる疾病別の推移では、「統合失調症圏の障害」が最も多く、「気分(感情)障害」の順となっています。

また、「アルツハイマー型認知症」を始めとする認知症関連疾患や「知的障害」「心理的発達障害」を理由とする手帳所持者も増加傾向がみられます。

3. 特別支援保育・特別支援教育の状況

1) 村内保育所等における特別支援保育の状況

基準日：4月1日		第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画		
		H27	H28	H29	H30	H31(R01)	R02
村 立 保 育 所	設 置 箇 所 数	1	1	1	1	1	1
	受 入 箇 所 数	1	1	1	1	1	1
	受 入 児 童 数	6	6	4	4	8	5
認 可 保 育 所	設 置 箇 所 数	5	6	8	10	11	13
	受 入 箇 所 数	2	2	3	4	6	7
	受 入 児 童 数	3	10	13	14	19	21
計	設 置 箇 所 数	6	7	9	11	12	14
	受 入 箇 所 数	3	3	4	5	7	8
	受 入 児 童 数	9	16	17	18	27	26

資料：こども課

村立保育所における特別支援保育の支援人数は各年度の変動はあるが、概ね5人程度の対象児を毎年受け入れしています。

また、村内の認可保育所の設置箇所の増加に伴い、受入可能な認可保育所も設置数の約5割に達しており、受入児童数は増加傾向にあります。

平成27年度の受入児童数9人に対し、令和2年度は26人となっていることから、約2.9倍の増加率となっています。

2) 村立小中学校における特別支援教育の現状

基準日:5月1日		第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画		
		H27	H28	H29	H30	H31(R01)	R02
小学校	支援学級数	6	6	7	8	10	10
	支援児童数	25	25	31	37	54	69
中学校	支援学級数	3	2	2	2	3	3
	支援児童数	12	11	11	12	15	20
計	支援学級数	9	8	9	10	13	13
	支援児童数	37	36	42	49	69	89

資料:教育委員会 学校基本調査

村立小中学校における特別支援教育の現状では、小学校、中学校ともに支援児童数は増加傾向にあります。

平成27年度の支援児童数37人に対し、令和2年度は89人となっていることから、約2.4倍の増加率となっています。

第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画

1. 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の概要

1) 障害者総合支援法・児童福祉法の改正

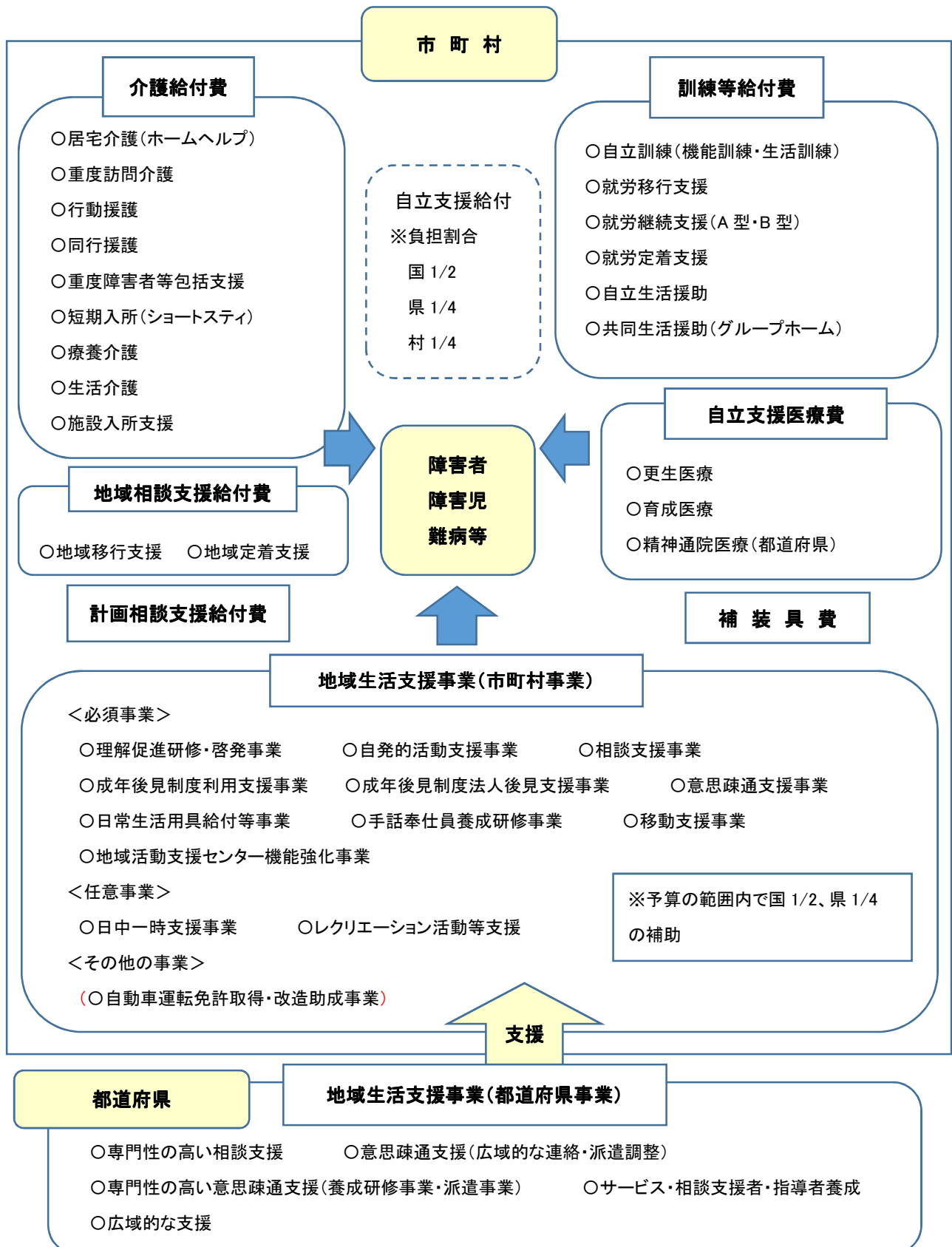
平成25年4月、障害者自立支援法が改正され「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（通称：障害者総合支援法）」が施行されました。同法では、施行後3年を目途として、障害福祉サービスのあり方等について検討すると位置づけられ、国の社会保障審議会障害者部会における検討結果に基づき、平成28年5月には障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立しました。

平成30年4月から施行された同改正法では、①障害者の望む地域生活の支援、②障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、③サービスの質の確保・向上に向けた環境整備、等の見直しがなされ、「自立生活援助」「就労定着支援」「居宅訪問型児童発達支援」の新設、「保育所等訪問支援」の支援対象の拡大、「一部補装具の貸与」の見直しが行われました。

村では、一連の制度改正に適切に対応し、障害者や障害児が自分らしく地域生活を営むことができるよう、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等のほか、必要となる施策の充実や環境の整備に取り組んでまいります。

2) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の体系

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等、相談支援事業及び地域生活支援事業については、本村の状況等に応じて適切に実施してまいります。



【指定障害福祉サービスの概要】

○障害福祉サービス等…障害者総合支援法による障害者等や障害児を対象としたサービス

○訪問系サービス…在宅で訪問を受けたり、施設に通所したりして利用するサービス

サービス名称	内容	給付の種類
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事などの支援(身体介護)や、部屋の掃除、洗濯など(家事援助)を行います。また、必要な方には、通院するときの付添(通院介助、通院等乗降介助)もします。	介護給付費
重度訪問介護	重い障害があり、常に介護を要する障害者等に、自宅で、入浴、排せつ、食事等の援助を行う。また、外出するときの移動の支援も行います。	
行動援護	知的障害や精神障害で、ひとりでの行動が難しい方に、危険を避けるために必要な行動の援助や、外出時の移動の援助を行います。	
同行援護	視覚障害で、ひとりでの移動が難しい方のために、外出時に同行して移動の援助を行います。また、外出先での代筆や代読も行います。	
重度障害者等包括支援	介護の必要性が特に高い障害者等へ、居宅介護等の複数の障害福祉サービスを組み合わせて支援を行います。	

○日中活動系サービス…入所施設や通所施設での昼間の活動を支援するサービス

サービス名称	内容	給付の種類
療養介護	医療が必要で、常に介護も必要な方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、日常生活の支援等を行います。	介護給付費
生活介護	常に介護が必要な障害者等に、施設で昼間、入浴、排せつ、食事等の支援を行います。また、創作的・生産的活動の支援も行います。	
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護している家族などの病気や、休息が必要となった場合に、障害者等が短期間施設に宿泊し、食事や入浴、排せつ等の援助を行います。	

○施設系サービス…入所施設を住まいの場として支援するサービス

サービス名称	内容	給付の種類
施設入所支援	自宅での生活が難しく、施設に入所している障害者等に、入浴、排せつ、食事等の支援を行います。	介護給付費

○居住支援系サービス…住まいの場で生活の相談や支援を行うサービス

サービス名称	内容	給付の種類
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活をしている障害者等に、住居における相談や日常生活での援助を行います。また、入浴、排せつ、食事等で介護が必要な方には介護サービスも提供します。	訓練等 給付費
自立生活援助	施設を利用していた障害者等が一人暮らしを始めた場合に、生活や健康、近所との付き合い等に不安や課題がないか、支援者が訪問して必要な助言などの支援を行います。	

○訓練系・就労系サービス…自立や就労のための訓練や支援を行うサービス

サービス名称	内容	給付の種類
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能や生活能力を向上させるための訓練を行います。	訓練等 給付費
就労移行支援	一般企業等で働くことを希望する障害者等に、一定期間、就労に必要な知識や能力を向上させるための訓練を行います。	
就労継続支援(A型・B型)	一般企業等で働くことが難しい障害者等に、支援を受けながら働く場所を提供し、就労に必要な知識や能力を向上させるための訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。	
就労定着支援	一般就労へ移行した障害者等が、就労に伴う環境の変化による生活面の課題に対応できるよう、就労先や自宅への訪問等により必要な支援を行います。	

○地域相談支援

サービス名称	内容	給付の種類
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の障害者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、居住確保、関係機関との調整等を行います。	地域相談 支援給付費
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。	

○計画相談支援

サービス名称	内容	給付の種類
計画相談支援	障害者等の心身の状況、その置かれている環境、障害者等の意向その他の状況を勘案し、利用する支援について「利用支援計画」を作成するとともに、更新時期やモニタリング期間毎に利用状況を検証します。	計画相談 支援給付費

○地域生活支援事業

<必須事業>

国の地域生活支援事業実施要綱では、市町村は、次のアからコに掲げる事業を実施するものとされています。

事業名称	事業内容
ア. 理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深める、又は「心のバリアフリー」の推進を図るための研修や啓発活動を行う事業。
イ. 自発的活動支援事業	障害者等やその家族、地域住民等が自発的(ピアサポート活動、災害対策活動、孤立防止活動、社会活動、ボランティア活動、等)に行う活動に対し支援する事業。
ウ. 相談支援事業	障害者等や障害児の保護者等からの相談に応じるとともに必要な情報の提供等を行う事業。一般的な相談支援を行う「障害者相談支援事業」に加えて、基幹型相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業(居住サポート事業)、等。
エ. 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援する事業であり、具体的には、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の助成を行う事業となる。
オ. 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見の体制整備及び活動を支援するための研修等を行う事業。
カ. 意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体等の障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対して、手話通訳者等の派遣等を行う事業。
キ. 日常生活用具給付等事業	身体障害児者、知的障害児者、精神障害者、難病患者等であって、当該用具を必要とする者へ、日常生活用具の給付又は貸与を行う事業。
ク. 手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を取得した者(手話奉仕員等)の養成を行う事業。
ケ. 移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等や障害児について、外出のための支援を行う事業。外出支援は、移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。
コ. 地域活動支援センター事業	障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障害者等の地域生活支援の促進を図る事業

＜任意事業＞

国の地域生活支援事業実施要綱では、市町村は地域の実情に応じて、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができるとされています。中城村で実施する事業のみ抜粋しています。

事業名称	事業内容
日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業。
レクリエーション活動等支援	障害者等の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するためのレクリエーション活動等を行うことにより、障害者等の社会参加を促進することを目的とした事業。中城村身体障害者福祉協会による沖縄県身体障害者スポーツ大会派遣に関して補助を行っています。

＜その他の事業＞

平成 27 年度までは補助金が財源でしたが、平成 28 年度から地方交付税を財源として行われる事業となります。

事業名称	事業内容
自動車運転免許取得・改造助成事業	障害者等による自動車運転免許の取得及び身体障害者の自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業。

○補装具費の支給

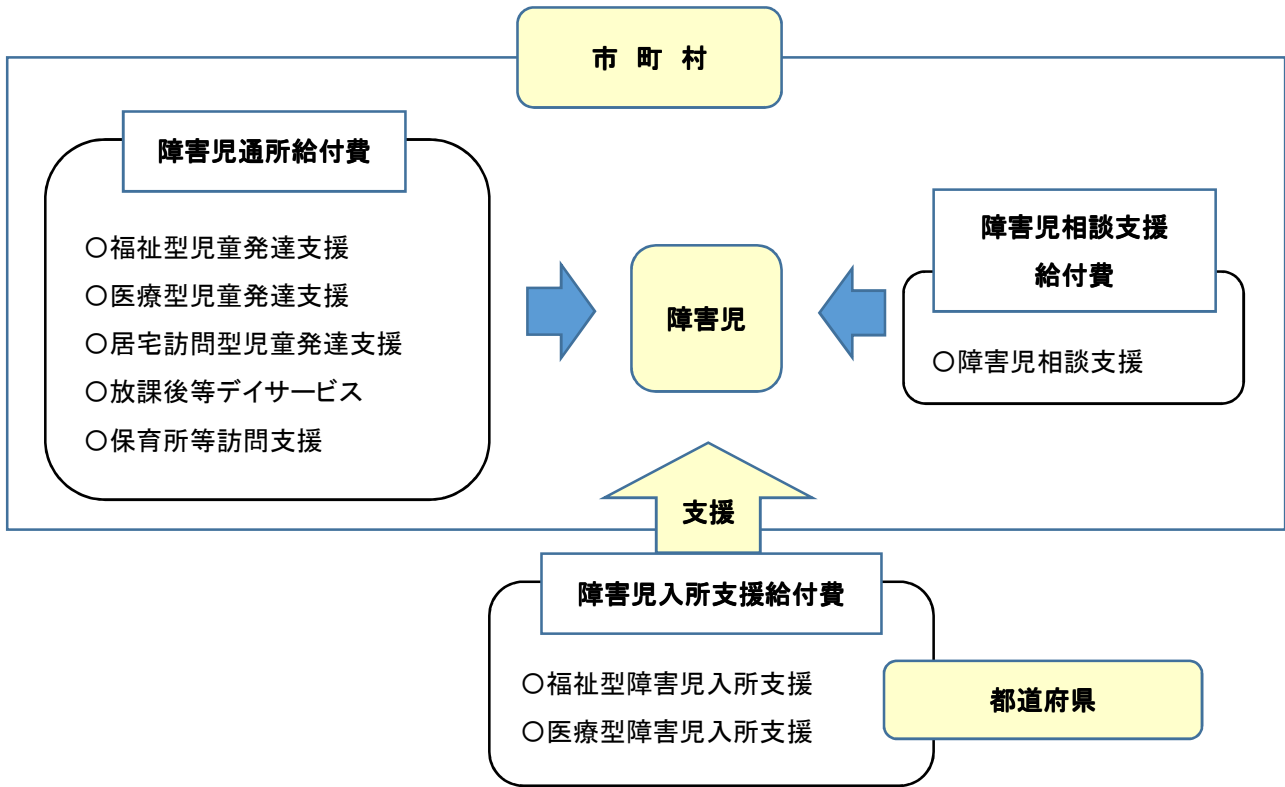
身体障害者等の身体機能の代わりになったり、身体機能を補ったりするもので、かつ、長期的に継続して使用される用具(補装具)の購入費・修理費(購入が認められたものに限る)を支給します。申請者の所得に応じた自己負担額があります。成長に伴って短期間での交換が必要となる場合や、障害の進行により短期間の利用が想定される場合等、購入より貸与が適切と考えられる場合には、貸与が可能となります(歩行器、座位保持いす、等)

＜対象となる補装具の例＞

障害の種別	補装具の種目
視覚障害	盲人安全杖、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助杖(T 字状・棒状のものを除く)、重度障害者用意思伝達装置
肢体不自由(18歳未満)	座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
内部障害	車いす、電動車いす、歩行補助杖(T 字状・棒状のものを除く)

3) 児童福祉法に基づく障害児通所給付費等の体系

児童福祉法に基づく障害児通所支援や障害児相談支援については、本村の状況等に応じて適切に実施してまいります。



○市町村が提供するサービス

サービス名称	内容	給付の種類
児童発達支援	障害のある未就学児を対象に、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行ったりします。	障害児通所支援給付費
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害により通所での支援の利用が困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。	
医療型児童発達支援	福祉サービスとしての児童発達支援に合わせて、上肢・下肢又は体幹に障害のある児童に必要とされる治療を行います。	
放課後等デイサービス	就学中の障害児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進等を行います。	
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児を対象に、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	
障害児相談支援	障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児又はその保護者の意向その他の状況を勘案し、利用する支援について「障害児利用支援計画」を作成するとともに、更新時期やモニタリング期間毎に利用状況を検証します。	障害児相談支援給付費

○都道府県が提供するサービス

サービス名称	内 容	給付の種類
福祉型・医療型 障害児入所支援	障害児を施設に入所させて保護し、日常生活の指導や、自立に必要な知識や技能を習得するための支援を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービス合わせて治療を行う「医療型」があります。障害児の入所支援については、児童相談所が窓口となります。	障害児 入所支援

2. 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における成果目標の設定 (令和5年度末の目標)

1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の目標値】

- ① 令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ② 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

事 項	数 値	備 考
現入所者数(A)	23 人	令和元年度末(R02.03.31 現在)の入所者数
目標年度入所者数(B)	23 人	令和5年度末の見込
削減見込目標値(C)	0 人 (0.0%)	$C=A-B=E-D$ (国指針: 目標 1.6%以上削減)
新規入所者数(D)	4 人	令和3年～令和5年度末までの新規入所者の見込
退所者数(E)	4 人	令和3年～令和5年度末までの退所者の見込
地域移行目標数(F)	2 人 (9.0%)	(E)のうち、地域移行目標者 (国指針: 目標6%以上移行)

【方策】

- 前計画年度までに介護者の高齢化・入院・死亡などにより施設入所せざるを得ない方がおり、前計画の成果目標の基礎となる平成28年度末の入所者21人より2人増加しています。
- 入所者の高齢化による介護保険施設への移行は、特に知的障害者の場合は、長期間過ごした施設からの環境の変化が大きく、容易ではありません。入所施設側との意見交換を重ねつつ、地域支援体制の構築を推進します。

2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

市町村ごとに設置。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

【国の目標値】

- ①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。
- ②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加回数

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。

③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

事 項	設置方法	設置時期			設置方法
		R03	R04	R05	
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	単独設置	-	-	実施	協議の場として、既存の中城村地域包括ケア推進協議会内に部会等設置し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

事 項	回数又は人数			設置方法
	R03	R04	R05	
①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回	年間の開催回数の見込み
②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加回数	10人	10人	10人	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと(医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別)の参観者人数の見込み
③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	年間の開催回数の見込み

【方策】

○協議の場として既存の中城村地域包括ケア推進協議会(自立支援協議会の機能を有する)内に部会等を設置し、精神障害にも対応した地域包括システムの構築に取り組みます。

3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の目標値】

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

事 項	整備 区域	設置 時期	整備 手法	備 考
地域生活支援拠点等の整備	単 独 設 置	令 和 元 年	面 的 整 備	平成30年度中城村地域包括ケアシステム推進協議会にて、社会福祉法人ハイジ福祉会グリーンホームを拠点とすることを承認。令和元年5月、沖縄県へ地域生活支援拠点として届出済。

事 項	回数			備 考
	R03	R04	R05	
地域生活支援拠点の機能の充実に に向けた運用状況の検証及び検 討(年間回数)	1回	1回	1回	中城村地域包括ケア推進協議会内の部会にて、年1回以上の検証を行う。

4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

【国の目標値】

①福祉施設から一般就労への移行数

事 項	数 値	備 考
令和元年度の年間一般就労移行者数	5人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度(令和5年度)における年間一般就労移行者数	5人 (1.00倍)	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 【国指針: 令和元年度実績の1.27倍以上】

②令和5年度末における就労移行支援事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和元年度末の就労移行支援事業所の移行者数	4人	令和元年度末の就労移行支援事業所の移行者数
目標年度(令和5年度)における年間一般就労への移行者数	4人 (1.00倍)	令和5年度末の一般就労への移行実績 【国指針:令和元年度末の1.3倍以上(30%以上)の増加】

③令和5年度末における就労継続支援 A 型事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和元年度末の就労継続支援 A 型事業所の移行者数	1人	令和元年度末の就労継続支援 A 型事業所の移行者数
目標年度(令和5年度)における年間一般就労への移行者数	1人 (1.00倍)	令和5年度末の一般就労への移行実績 【国指針:令和元年度末の1.26倍以上(26%以上)の増加】

④令和5年度末における就労継続支援 B 型事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和元年度末の就労継続支援 B 型事業所の移行者数	0人	令和元年度末の就労継続支援 B 型事業所の移行者数
目標年度(令和5年度)における年間一般就労への移行者数	0人 (0.00倍)	令和5年度末の一般就労への移行実績 【国指針:令和元年度末の1.23倍以上(23%以上)の増加】

⑤就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

事 項	数 値	備 考
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	2人	【国指針:令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。】
令和5年度末の管内就労移行支援事業所数(見込)	3か所	令和5年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数(県提供資料)
令和5年度末における就労移行率が8割以上の就労	2か所	【国指針:就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上】

※就労移行率 過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

【方策】

○一般就労のためサービスを終了した受給者へ就労定着支援等の制度の案内通知を後日送付しつつ、訓練系・就労系サービス事業所や計画相談事業所と連携し、フォローアップ体制の構築に努めます。

5) 障害児支援の提供体制の整備等

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

【国の基本指針】

各市町村に少なくとも1か所以上設置。市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない。

事 項	設置方法	設置時期			設置方法
		R03	R04	R05	
児童発達支援センターの設置	圏域設置	-	-	未定	本村単独での設置は厳しいことから、既存の医療機関等へ委託できるかを含め、検討してまいります。

②保育所等訪問支援の充実

【国の基本指針】

全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

事 項	回数			構築方法
	R03	R04	R05	
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施	実施	実施	○村内の事業所において実施されていないが、近隣市町村の事業所を利用してきており、現状でのサービス需要は充足され、支援体制の構築はできていると考える。 ○今後の利用増に向け、村内利用者へのサービス提供事業所が増えるよう、引き続き働きかけてまいります。

③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【国の基本指針】

各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

事 項	設置方法	設置時期			確保方法
		R03	R04	R05	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域確保	実施	実施	実施	○現在、近隣市町村に所在する事業所を利用することができており、需要に対する不足は生じていないと考えています。 ○今後の相談に応じて、事業所利用が可能となるよう支援を行ってまいります。

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【国の基本指針】

各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

事 項	設置方法	設置時期			確保方法
		R03	R04	R05	
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	単独設置	実施	実施	実施	既存の中城村地域包括ケア推進協議会（自立支援協議会の機能を有する）の部会等の場で協議を進めてまいります。

事 項	設置人数	配置時期及び人数			備 考
		R03	R04	R05	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	1人	1人	1人	障害相談支援事業に係る会計年度任用職員1人が沖縄県の講習受講済であり、医療的ケア児等に関する支援に従事しています。

事 項	0歳以上 3歳未満	3歳以上 6歳未満	6歳以上 18歳未満	計
医療的ケア児の人数※	2人	2人	1人	5人

※R02.04.01 現在

※医療的ケア児 人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児

6) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制強化を実施する体制を確保することを基本とする。これらの取組みを実施するに当たっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。

事 項	実施時期		
	R03	R04	R05
ア. 総合的・専門的な相談支援の実施			
総合的・専門的な相談支援の実施見込み(か所数)	1か所	1か所	1か所
イ. 地域の相談支援体制の強化			
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	15件	20件	25件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	-	-	1件
地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数	1回	1回	1回

【方策】

- 中城村では、社会福祉法人ハイジ福祉会へ相談支援機能強化事業として委託を行っており、派遣される相談支援専門員により、村配置の相談員及び地域の相談支援専門員に対して、必要に応じて指導・助言を行っております。
- 今後は、中城村地域包括ケア推進協議会の障害部会において、事業所連携を行うためのワーキング等の開催を検討してまいります。

7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

【国の基本指針】

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

①質の向上に向けた研修への参加人数の見込

事 項	回数			取組方法
	R03	R04	R05	
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他研修への市町村職員の参加人数	1人	1人	1人	障害福祉サービス担当職員、相談支援に従事する職員・会計年度任用職員について、毎年1人以上の研修参加を目標とします。

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

事 項	構築時期		
	R03	R04	R05
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	-	-	実施

【構築方法】

障害福祉サービスの質の向上に向けた実施指導等について、令和3年度より中部市町村事務組合にて圏域内市町村の共同実施を行います。今後、関係市町村と審査結果の共有や情報共有について検討してまいります。

事 項	構築時期		
	R03	R04	R05
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数(年間回数)	-	-	1回

8) 発達障害者等に対する支援

発達障害者等に対する支援は、保護者等への相談対応、及び、村内の小中学校や教育委員会、こども課と連携しての支援体制の構築を行っておりますが、国の基本指針に示された以下の支援については、これまで実績がありません。

今後の支援体制の構築としては、沖縄県が設置する「沖縄県発達障害者支援センターがじゅまーる」やサービス提供事業所、中城村社会福祉協議会（発達障害児サポーター養成講座）等と連携し、必要な支援体制を検討してまいります。

①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

【国の基本指針】

現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。

事 項	受講者数		
	R03	R04	R05
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	-	-	-

②ペアレントメンターの人数

【国の基本指針】

現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。

事 項	養成数		
	R03	R04	R05
ペアレントメンターの人数	-	-	-

③ピアサポートの活動への参加人数

【国の基本指針】

現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

事 項	参加人数		
	R03	R04	R05
ピアサポートの活動への参加人数	-	-	-

※ペアレントトレーニングとは

発達障害のある子どもに限らず、保護者の子どもへの接し方や養育態度は、子どもの心身の発育成長にとって、大きな影響を及ぼすことが知られています。ペアレント・トレーニングとは、保護者や養育者の方を対象に、行動理論の技法の学習、ロールプレイ、ホームワークといったプログラムを通して、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの発達促進や不適切な行動の改善を旨とする家族支援のアプローチの一つです。

出典：日本ペアレントトレーニング協会 <https://parent-training.jp/>

※ペアレントメンターとは

ペアレント・メンターとは、自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。メンターは、同じような発達障害のある子どもをもつ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができます。高い共感性に基づくメンターによる支援は、専門家による支援とは違った効果があることが指摘され、厚生労働省においても有効な家族支援システムとして推奨されています。

出典：特定非営利活動法人_日本ペアレント・メンター研究会 <https://parentmentor.jp/>

※ペアレント・プログラムについて

ペアレント・プログラムは、育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムです。発達障害やその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされています。

出典：国立障害者リハビリテーションセンター 発達障害情報・支援センター

<http://www.rehab.go.jp/ddis/>

※ピアサポートの理念

「ピア」とは仲間を意味しています。職場の同僚もピアです。「サポート」とは支援することを意味していますが、専門家によるサポートとは違い、「仲間としてよりよくサポートする」仲間力”に基づいたものです。

出典：日本ピア・サポート学会 <http://www.peer-s.jp/idea.html>

3. 障害福祉サービス

1) 障害福祉サービスの見込量

1-1. 訪問系サービス

①居宅介護（乗降介助除く）

自宅で、入浴、排せつ、食事などの支援（身体介護）や、部屋の掃除、洗濯など（家事援助）を行います。また、必要な方には、通院するときの付添（通院介助、通院等乗降介助）も行います。

【サービス見込量の考え方】

年度末の居宅介護利用者及び利用実績に変動がありますが、村の人口増加に伴い、利用者の増加も見込まれることから、平成29年度～令和元年度の平均値に人口増加率1.02を乗じて算出しました。

サービス名	活動指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29実績	H30実績	R01実績	H29-R01 平均値	R02見込	R03見込	R04見込	R05見込
居宅介護 (乗降介助除く)	利用者数 (人/月)	44	41	37	40.7	42	43	44	45
	利用量 (時間/月)	886.5	808.5	827.5	840.8	858	875	893	911

②重度訪問介護

重い障害があり、常に介護を要する障害者等に、自宅で、入浴、排せつ、食事等の援助を行います。また、外出するときの移動の支援も行います。

【サービス見込量の考え方】

過去数年間の実績がない状況にありますが、過去の実績を勘案して利用量を算出しています。

サービス名	活動指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29実績	H30実績	R01実績	H29-R01 平均値	R02見込	R03見込	R04見込	R05見込
重度訪問介護	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	1	1	1
	利用量 (時間/月)	0	0	0	0	0	230	230	230

③行動援護

知的障害や精神障害で、ひとりでの行動が難しい方に、危険を避けるために必要な行動の援助や、外出時の移動の援助を行います。

【サービス見込量の考え方】

平成29年度～令和元年度の平均値をもとに算出しています。

サービス名	活動指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29実績	H30実績	R01実績	H29-R01 平均値	R02見込	R03見込	R04見込	R05見込
行動援護	利用者数 (人/月)	1	2	1	1.3	1	1	1	1
	利用量 (時間/月)	4	30.5	27.5	20.7	20.7	20.7	20.7	20.7

④同行援護

視覚障害で、ひとりでの移動が難しい方のために、外出時に同行して移動の援助を行います。また、外出先での代筆や代読も行います。

【サービス見込量の考え方】

平成29年度～令和元年度の平均値をもとに算出しています。

サービス名	活動指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29実績	H30実績	R01実績	H29-R01 平均値	R02見込	R03見込	R04見込	R05見込
同行援護	利用者数 (人/月)	6	6	4	5.3	5	5	5	5
	利用量 (時間/月)	70.5	48	47.5	55.3	55	55	55	55

⑤重度障害者等包括支援

介護の必要性が特に高い障害者等へ、居宅介護等の複数の障害福祉サービスを組み合わせて支援を行います。

【サービス見込量の考え方】

現在まで利用ニーズがないことから、現状維持としています。

サービス名	活動指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29実績	H30実績	R01実績	H29-R01 平均値	R02見込	R03見込	R04見込	R05見込
重度障害者等包括支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用量 (時間/月)	0	0	0	0	0	0	0	0

1-2. 日中活動系サービス

①療養介護

医療が必要で、常に介護も必要な方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、日常生活の支援等を行います。

【サービス見込量の考え方】

平成 29 年度～令和元年度の平均値をもとに算出しています。

サービス名	活動指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29実績	H30実績	R01実績	H29-R01 平均値	R02見込	R03見込	R04見込	R05見込
療養介護	利用者数 (人/月)	8	8	8	8	8	8	8	8

②生活介護

常に介護が必要な障害者等に、施設で昼間、入浴、排せつ、食事等の支援を行います。また、創作的・生産的活動の支援も行います。

【サービス見込量の考え方】

介護者及び障害者自身の高齢化が進むこと、長期入院者の地域移行に伴い、生活介護の需要が伸びることが予想されます。

よって、利用者数は、平成 29 年度～令和元年度の平均値に人口増加率 1.02 を乗じて算出し、利用量は利用者数に一月の最大日数（23 日）を乗じて算出しました。

サービス名	活動 指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29 実績	H30 実績	R01 実績	H29-R01 平均値	R02 見込	R03 見込	R04 見込	R05 見込
生活介護	利用者数 (人/月)	44	42	44	43.3	45	46	47	48
	利用量 (日/月)	924	857	950	910.3	1,035	1,058	1,081	1,104

③短期入所（ショートステイ）

自宅で介護している家族などの病気や、休息が必要となった場合に、障害者等が短期間施設に宿泊し、食事や入浴、排せつ等の援助を行います。

【サービス見込量の考え方】

福祉型：介護者の高齢化が進み、サービスの需要は高くなると想定されるため、平成29年度～令和元年度の平均利用量÷平均利用者数=8.27÷9日を利用見込者数1名分の増加分として算出しています。

医療型：利用対象者（重症心身障害児者）が限定されることから、平成29年度～令和元年度の平均値をもとに算出しています。

サービス名	活動 指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29 実績	H30 実績	R01 実績	H29-R01 平均値	R02 見込	R03 見込	R04 見込	R05 見込
短期入所 (福祉型)	利用者数 (人/月)	15	17	8	13.3	17	18	19	20
	利用量 (日/月)	124	137	69	110	137	162	171	180
短期入所 (医療型)	利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1	1	1	1
	利用量 (日/月)	2	2	2	2	2	2	2	2

1-3. 施設系サービス

①施設入所支援

自宅での生活が難しく、施設に入所している障害者等に、入浴、排せつ、食事等の支援を行います。

【サービス見込量の考え方】

成果目標の設定に合わせて、算出しています。

サービス名	活動 指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29 実績	H30 実績	R01 実績	H29-R01 平均値	R02 見込	R03 見込	R04 見込	R05 見込
施設入所支援	利用者数 (人/月)	22	22	23	22.3	23	23	23	23

1-4. 居住支援系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活をしている障害者等に、住居における相談や日常生活での援助を行います。また、入浴、排せつ、食事等で介護が必要な方には介護サービスも提供します。

【サービス見込量の考え方】

共同生活援助は、病院や施設からの地域移行の生活拠点としての役割が求められており、より一層の需要の増加が見込まれます。現在の利用者の実態を勘案して、見込量を算出しています。

サービス名	活動 指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29 実績	H30 実績	R01 実績	H29-R01 平均値	R02 見込	R03 見込	R04 見込	R05 見込
共同生活援助	利用者数 (人/月)	13	14	22	16.3	24	26	28	30
(再掲)精神障害者の利用者数	利用者数 (人/月)	6	6	10	7.3	11	12	13	14

②自立生活援助

施設を利用していた障害者等が一人暮らしを始めた場合に、生活や健康、近所との付き合い等に不安や課題がないか、支援者が訪問して必要な助言などの支援を行います。

【サービス見込量の考え方】

平成30年度創設の新サービスであり、沖縄県内にて提供できる事業所が少ない状況です。なお、今後の地域移行の環境整備、支援体制の構築において、利用希望が発生すると見込まれますが、提供事業所の動向が不明であるため、第6期計画においては見込量の算出は行わないこととします。

サービス名	活動 指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29 実績	H30 実績	R01 実績	H29-R01 平均値	R02 見込	R03 見込	R04 見込	R05 見込
自立生活援助	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
(再掲)精神障害者の利用者数	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0

1-5. 訓練系・就労系サービス

①自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能のリハビリテーション、歩行訓練等の訓練を行います。

※標準利用期間 1年6か月（対象：身体、難病等）

【サービス見込量の考え方】

ここ数年間は、年度末の実績はありません。しかし、提供事業所の充実、脳梗塞等の後遺症や身体機能のリハビリテーション希望があることを想定し、第6期計画期間中は、利用者1名、利用量は一月当たりの最大日数を見込みます。

サービス名	活動 指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29 実績	H30 実績	R01 実績	H29-R01 平均値	R02 見込	R03 見込	R04 見込	R05 見込
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	1	1	1
	利用量 (日/月)	0	0	0	0	0	23	23	23

②自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で必要な生活能力の維持や向上のため、一定期間、家事や家計管理等の日常生活能力向上のための支援を行います。

※標準利用期間2年（対象：知的、精神）

【サービス見込量の考え方】

利用者の変動はありますが、年度末現在の実績は変動が少ないことから、令和2年度末見込量を第6期計画期間の見込量として算出しています。

サービス名	活動 指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29 実績	H30 実績	R01 実績	H29-R01 平均値	R02 見込	R03 見込	R04 見込	R05 見込
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	6	6	5	5.7	6	6	6	6
	利用量 (日/月)	80	97	86	87.7	88	88	88	88

③就労移行支援

一般企業等で働くことを希望する障害者等に、一定期間、就労に必要な知識や能力を向上させるための訓練を行います。

【サービス見込量の考え方】

利用者の変動はありますが、年度末現在の実績は変動が少ないことから、令和2年度末見込量を第6期計画期間の見込量として算出しています。

サービス名	活動 指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29 実績	H30 実績	R01 実績	H29-R01 平均値	R02 見込	R03 見込	R04 見込	R05 見込
就労移行支援	利用者数 (人/月)	10	10	11	10.3	11	11	11	11
	利用量 (日/月)	203	156	194	184.3	190	190	190	190

④就労継続支援 A 型

一般企業等での就労が困難な者と提供事業所が雇用契約を結んで、働く場を提供するとともに、就労に関する知識及び能力向上のために必要な支援を行います。

【サービス見込量の考え方】

利用者の変動はありますが、令和2年度末見込量を第6期計画期間の見込量として算出しています。

サービス名	活動 指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29 実績	H30 実績	R01 実績	H29-R01 平均値	R02 見込	R03 見込	R04 見込	R05 見込
就労継続支援 A 型	利用者数 (人/月)	31	34	30	31.7	32	32	32	32
	利用量 (日/月)	588	634	572	598.0	608	608	608	608

⑤就労継続支援 B 型

一般企業等での就労が困難な者へ働く場を提供するとともに、就労に関する知識及び能力向上のために必要な支援を行います。サービス提供事業所は、利用者とは雇用契約は結びません。

【サービス見込量の考え方】

村内におけるサービス提供事業所の増加、及び、転入者によるサービス利用希望者の増加傾向にあることから、各年度5名分の増加を想定し、見込量を算出します。

サービス名	活動 指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29 実績	H30 実績	R01 実績	H29-R01 平均値	R02 見込	R03 見込	R04 見込	R05 見込
就労継続支援 B 型	利用者数 (人/月)	44	48	59	50.3	65	70	75	80
	利用量 (日/月)	768	824	1,01	874.3	1,170	1,260	1,350	1,440

⑥就労定着支援

一般就労へ移行した障害者等が、就労に伴う環境の変化による生活面の課題に対応できるよう、就労先や自宅への訪問等により必要な支援を行います。

【サービス見込量の考え方】

平成 30 年度創設の新サービスであり、提供事業所も増加傾向にあります。平成 29 年度～令和元年度の平均値をもとに算出しています。

サービス名	活動 指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29 実績	H30 実績	R01 実績	H29-R01 平均値	R02 見込	R03 見込	R04 見込	R05 見込
就労定着支援	利用者数 (人/月)	0	2	3	1.7	2	2	2	2

1-6. 地域相談支援

①地域移行支援

障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の障害者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、居住確保、関係機関との調整等を行います。

【サービス見込量の考え方】

ここ数年の年度末における実績はありませんが、過去に精神障害者の地域移行の実績があること、長期入院者の地域移行支援の促進も見込まれることから、第6期計画期間は1名を見込みます。

サービス名	活動 指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29 実績	H30 実績	R01 実績	H29-R01 平均値	R02 見込	R03 見込	R04 見込	R05 見込
地域移行支援	利用者数 (人/月)	1	0	0	0.3	1	1	1	1
(再掲)精神障害者の利用者数	利用者数 (人/月)	1	0	0	0.3	1	1	1	1

②地域定着支援

居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

【サービス見込量の考え方】

地域移行支援からの継続支援を想定して、第6期計画期間は1名を見込みます。

サービス名	活動 指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29 実績	H30 実績	R01 実績	H29-R01 平均値	R02 見込	R03 見込	R04 見込	R05 見込
地域定着支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	1	1	1	1
(再掲)精神障害者の利用者数	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	1	1	1	1

1-7. 計画相談支援

①計画相談支援

障害者等の心身の状況、その置かれている環境、障害者等の意向その他の状況を勘案し、利用する支援について「利用支援計画」を作成するとともに、更新時期やモニタリング期間毎に利用状況を検証します。

【サービス見込量の考え方】

サービス利用者の増加に伴い、計画相談支援は増加傾向にあることから、平成29年度～令和元年度の平均値に人口増加率1.02を乗じて算出しています。

サービス名	活動 指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29 実績	H30 実績	R01 実績	H29-R01 平均値	R02 見込	R03 見込	R04 見込	R05 見込
計画相談支援	利用者数 (人/月)	56	61	61	59.3	62	63	64	65

2) サービス見込量確保のための方策

障害者総合支援法の改正に伴い、就労定着支援や自立生活援助等の新しいサービスも創設されています。また、利用者及び介護者である家族も高齢化が進むこと、南上原地区の人口増加に伴い、村人口も大幅な増加があることから、障害福祉サービスや計画相談支援の利用ニーズも大幅に拡大することが見込まれます。

村民に対しての制度の周知強化、村内事業所との連携強化を行いつつ、円滑なサービス提供ができるよう支援体制を構築してまいります。

4. 障害児通所給付費等

1) 障害児通所給付費等の見込量

1-1. 未就学児対応サービス

①児童発達支援

障害のある未就学児を対象に、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行ったりします。

【サービス見込量の考え方】

村人口の増加、転入者の増加に伴い、利用者は年々増加傾向にあります。なお、新規及び転入者の増加は、就学に伴う放課後等デイサービスへの移行のため、児童発達支援の増加は微増と推定し、平成29年度～令和元年度の実績値をもとに算出しています。

サービス名	活動指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29 実績	H30 実績	R01 実績	H29-R01 平均値	R02 見込	R03 見込	R04 見込	R05 見込
児童発達支援	利用者数 (人/月)	15	14	15	14.7	15	15	16	16
	利用量 (日/月)	208	186	194	196.0	210	210	224	224

②医療型児童発達支援

福祉サービスとしての児童発達支援に合わせて、上肢・下肢又は体幹に障害のある児童に必要とされる治療を行います。

【サービス見込量の考え方】

対象児が限定されることから、実績の大幅な増加はありません。よって、平成29年度～令和元年度の平均値をもとに算出しています。

サービス名	活動指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29 実績	H30 実績	R01 実績	H29-R01 平均値	R02 見込	R03 見込	R04 見込	R05 見込
医療型 児童発達支援	利用者数 (人/月)	1	0	1	0.7	1	1	1	1
	利用量 (日/月)	1	0	17	6.0	6	6	6	6

1-2. 就学児対応サービス

①放課後等デイサービス

就学中の障害児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進等を行います。

【サービス見込量の考え方】

村人口の増加に伴い、小学校の学級数の増加が見込まれます。そのため、今後も需要は増加傾向にあるものと予想されます。

児童発達支援から放課後等デイサービスへの移行数、及び、転入等による増加を見込み算出しています。

サービス名	活動指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29実績	H30実績	R01実績	H29-R01 平均値	R02見込	R03見込	R04見込	R05見込
放課後等 デイサービス	利用者数 (人/月)	51	55	58	54.7	62	66	70	74
	利用量 (日/月)	844	831	909	861.3	930	990	1,050	1,110

1-3. 未就学児・就学児対応サービス

①保育所等訪問支援

保育所等に通う障害児を対象に、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【サービス見込量の考え方】

利用ニーズの大幅な増加は無く、過去の実績も一定程度で推移していることから、平成29年度～令和元年度の平均値をもとに算出しています。

サービス名	活動指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29実績	H30実績	R01実績	H29-R01 平均値	R02見込	R03見込	R04見込	R05見込
保育所等 訪問支援	利用者数 (人/月)	4	3	3	3.3	4	4	4	4
	利用量 (日/月)	4	5	6	5.0	5	5	5	5

②居宅訪問型児童発達支援

重度の障害により通所での支援の利用が困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。

【サービス見込量の考え方】

平成30年度創設の新サービスであり、沖縄県内にて提供できる事業所が少ない状況です。なお、今後の支援体制の構築において、利用希望が発生すると見込まれるが、提供事業所の動向が不明であることから、第6期計画においては見込量の算出は行わないこととします。

サービス名	活動 指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29 実績	H30 実績	R01 実績	H29-R01 平均値	R02 見込	R03 見込	R04 見込	R05 見込
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0

③障害児相談支援

障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児又はその保護者の意向その他の状況を勘案し、利用する支援について「障害児利用支援計画」を作成するとともに、更新時期やモニタリング期間毎に利用状況を検証します。

【サービス見込量の考え方】

サービス利用者の増加に伴い、障害児相談支援は増加傾向にあることから、平成29年度～令和元年度の平均値に人口増加率 1.02 を乗じて算出しています。

サービス名	活動 指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29 実績	H30 実績	R01 実績	H29-R01 平均値	R02 見込	R03 見込	R04 見込	R05 見込
障害児相談支援	利用者数 (人/月)	27	26	26	26.3	27	28	29	30

2) 障害児・子育て支援等の提供体制の見込み

子ども・子育て支援事業に基づく施設における障害児の見込数は、令和元年度末の実績、及び、児童数の増加を勘案して、以下のとおりとなります。

事項	R01 末実績 (人)	利用ニーズを踏まえた必要な見込量(人)		
		R03	R04	R05
保育所	12	13	14	15
認定こども園	14	15	16	17
放課後児童健全育成事業	0	0	0	0
幼稚園	6	6	6	6
計	32	34	36	38

3) サービス見込量確保のための方策

児童福祉法の改正に伴い、居宅訪問型児童発達支援などの新しいサービスも創設されています。また、南上原地区の人口増加に伴い、村人口も大幅な増加があることから、障害児通所支援や障害児相談支援の利用ニーズも大幅に拡大することが見込まれます。

村民に対しての制度の周知強化、村内事業所との連携強化を行いつつ、円滑なサービス提供ができるよう支援体制を構築してまいります。

5. 地域生活支援事業

1) 地域生活支援事業の見込量

<必須事業>

①理解促進研修・啓発事業

地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深める、又は「心のバリアフリー」の推進を図るための研修や啓発活動を行う事業です。

【サービス見込量の考え方】

障害者等の理解を深めるための講演会等を実施します。第5期計画期間中には、発達障害啓発週間（毎年4/2～4/8）の取組みとして、中城村護佐丸歴史資料図書館と連携し、令和元年度より企画展（図書館・役場庁舎）を実施しております。今後は、障害者週間（毎年12/3～12/9）においても庁舎ロビー等での展示を行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症拡大のため、開催が厳しい状況下にあります。中城村社会福祉協議会が実施する「福祉まつり」への支援も継続実施し、地域福祉の意識向上に努めて参ります。

サービス名	活動 指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29 実績	H30 実績	R01 実績	H29-R01 平均値	R02 見込	R03 見込	R04 見込	R05 見込
		理解促進研修 ・啓発事業	実施見込 箇所数	0	0	1	1	1	1
	実利用 見込者数	0	0	0	0	0	100	100	100

②自発的活動支援事業

障害者等やその家族、地域住民等が自発的（ピアサポート活動、災害対策活動、孤立防止活動、社会活動、ボランティア活動、等）に行う活動に対し支援する事業です。

【サービス見込量の考え方】

これまでの取組みとしては、発達障害児及びその家族への支援事業「ごさまる Kids」にて、年1回以上の交流会を開催しております。また、「地域活動支援センターむつみ」の利用者・家族及び地域住民との交流会であるサロン「楽家」が月1回開催されています。新型コロナウイルス感染症拡大のため、開催が厳しい状況下にあります。これらの活動を継続的に支援してまいります。

サービス名	活動 指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29 実績	H30 実績	R01 実績	H29-R01 平均値	R02 見込	R03 見込	R04 見込	R05 見込
		自発的活動 支援事業	実施見込 箇所数	2	2	2	2.0	2	2
	実利用 見込者数	148	173	200	173.7	100	30	30	30

H29-R01 実績（延人数）

ごさまるKids H29/13人、H30/26人、R01/21人

楽屋 H29/135人、H30/147人、R01/179人

③相談支援事業

障害者等や障害児の保護者等からの相談に応じるとともに必要な情報の提供等を行う事業です。一般的な相談支援を行う「障害者相談支援事業」に加えて、基幹型相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）、等があります。

【サービス見込量の考え方】

ア. 障害者相談支援事業（基幹相談支援センター）

福祉課内に基幹相談支援センターの機能を有する相談支援体制（社会福祉士等の専門資格を有する職員等の配置）を構築しており、一般的な相談支援、障害者虐待対応、計画相談支援事業所・障害児相談支援事業所との連携を行っております。

イ. 基幹相談支援センター等機能強化事業

福祉課内の相談支援体制の強化として、社会福祉士等の専門資格を有する職員等の拡充、及び、社会福祉法人ハイジ福祉会へ委託し、村配置相談員への支援拡充、計画相談支援事業所・障害児相談支援事業所との連携を行っております。

ウ. 住宅入居等支援事業

本村における高齢者も含めた住宅入居等支援体制の構築が遅れております。今後、沖縄県や居住支援に係る関係団体との連携を協議する場の設置に取り組んでまいります。

サービス名	活動指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29実績	H30実績	R01実績	H29-R01 平均値	R02見込	R03見込	R04見込	R05見込
ア. 障害者相談支援事業	実施見込箇所数	1	1	1	1.0	1	1	1	1
(再掲) 基幹相談支援センター	実施見込箇所数	1	1	1	1.0	1	1	1	1
	実利用見込者数	266	228	313	269.0	270	270	270	270
イ. 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施見込箇所数	1	1	1	1.0	1	1	1	1
	実利用見込者数	105	102	47	84.7	85	85	85	85
ウ. 住宅入居等支援事業	実施見込箇所数	0	0	0	0.0	0	0	0	0
	実利用見込者数	0	0	0	0.0	0	0	0	0

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用を支援する事業であり、具体的には、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の助成を行う事業となります。

【サービス見込量の考え方】

これまでの利用実績がありませんが、障害者等の家族の高齢化や病気等による支援の必要性が高まることが想定されます。国も高齢者を含めて成年後見制度の促進を図るための取組が強化されていることから、第6期計画期間では最低でも年間1名の利用者が発生すると想定しています。

サービス名	活動 指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29 実績	H30 実績	R01 実績	H29-R01 平均値	R02 見込	R03 見込	R04 見込	R05 見込
成年後見制度利用支援事業	実利用 見込者数	0	0	0	0	0	1	1	1

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見の体制整備及び活動を支援するための研修等を行う事業です。

【サービス見込量の考え方】

成年後見制度における後見等を適正に執行できる法人の確保は、成年後見制度を推進する上で必要な取り組みとなります。

現段階では、村内において指定の見込はありませんが、中城村社会福祉協議会と連携し、利用者ニーズの把握、実施体制の検討を行ってまいります。

サービス名	活動 指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29 実績	H30 実績	R01 実績	H29-R01 平均値	R02 見込	R03 見込	R04 見込	R05 見込
成年後見制度法人後見支援事業	実施見込 箇所数	0	0	0	0	0	0	0	0
	実利用 見込者数	0	0	0	0	0	0	0	0

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体等の障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対して、手話通訳者等の派遣等を行う事業です。

【サービス見込量の考え方】

現在、沖縄県身体障害者福祉協会へ委託し、手話通訳者等の派遣事業、夜間・休日の緊急時派遣事業を実施しております。本村では、個人の利用者が中心で、主に役場等での手続き支援、医療機関等での受診支援が行われております。サービス提供見込量は、実績を勘案して算出しております。

なお、手話通訳者設置事業については、引き続き検討を行ってまいります。

サービス名	活動 指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29 実績	H30 実績	R01 実績	H29-R01 平均値	R02 見込	R03 見込	R04 見込	R05 見込
手話通訳者・要 約筆記者派遣事 業	実利用 見込者数	51	71	94	72.0	72	72	72	72
手話通訳者設置 事業	実施見込 箇所数	0	0	0	0	0	0	0	0

⑦日常生活用具給付等事業

身体障害児者、知的障害児者、精神障害者、難病患者等であって、当該用具を必要とする者へ、日常生活用具の給付又は貸与を行う事業です。

介護・訓練等支援用具：特殊寝台、特殊マット、体位変換器、移動用リフト、等

自立生活支援用具：入浴補助用具、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、等

在宅療養等支援用具：透析液加温器、ネブライザー（吸引器）、電気式たん吸引器、等

情報・意思疎通支援用具：情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、視覚障害者用ポータブルレコーダー、聴覚障害者用通信装置、人工喉頭、点字図書、等

排泄管理支援用具：ストーマ装具、紙おむつ

【サービス見込量の考え方】

「排泄管理支援用具」以外の用具については、年度によって変動がある状況です。よって、サービス提供見込量として、「排泄管理支援用具」は利用者の伸びを勘案して算出し、その他の用具については、平成29年度から令和元年度までの平均値をもとに算出しています。

サービス名	活動 指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29 実績	H30 実績	R01 実績	H29-R01 平均値	R02 見込	R03 見込	R04 見込	R05 見込
介護・訓練支援 用具	実利用 見込者数	2	1	1	1.3	1	1	1	1
自立生活支援用 具	実利用 見込者数	5	7	2	4.7	5	5	5	5
在宅療養等支援 用具	実利用 見込者数	2	4	3	3.0	3	3	3	3
情報・意思疎通 支援用具	実利用 見込者数	3	2	6	3.7	4	4	4	4
排泄管理支援用 具	実利用 見込者数	252	273	287	270.7	298	309	321	333
居宅生活動作補 助用具（住宅改 修費）	実利用 見込者数	0	0	0	0.0	0	1	1	1

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を取得した者（手話奉仕員等）の養成を行う事業です。

【サービス見込量の考え方】

平成 20 年度から中城村社会福祉協議会へ委託し基礎講座・初級講座を実施していましたが、事業見直しに伴い、平成 26 年度に終了しております。これまで受講された方々にて、手話サークルの立ち上げや、手話通訳者の資格を取得された方もおり、手話の普及促進に寄与したものと判断されます。

なお、事業の継続を希望する声もあり、第6期計画期間中に事業の実施について社会福祉協議会と協議してまいります。

サービス名	活動指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29実績	H30実績	R01実績	H29-R01 平均値	R02見込	R03見込	R04見込	R05見込
手話奉仕員養成 研修事業	実利用 見込者数	0	0	0	0	0	0	0	0

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等や障害児について、外出のための支援を行う事業。外出支援は、移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

【サービス見込量の考え方】

利用者数及び延利用時間数は実績をもとに算出しています。利用者のニーズも勘案し、サービス提供事業所の確保に取り組んでまいります。

サービス名	活動指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29実績	H30実績	R01実績	H29-R01 平均値	R02見込	R03見込	R04見込	R05見込
移動支援事業	実利用 見込者数	37	32	28	32.3	32	33	34	35
	延利用見込 時間数	2,780.5	2,941.5	2,548	2,756.7	2,700	2,800	2,900	3,000
	契約事業者 数	20	24	15	19	20	20	21	21

⑩地域活動支援センター事業

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障害者等の地域生活支援の促進を図る事業です。

【サービス見込量の考え方】

中城村社会福祉協議会へ事業の運営を委託し、地域活動支援センターⅢ型の「地域活動支援センターむつみ」を設置しています。実利用見込者数は、センターの利用登録者の状況を勘案して算出しています。

サービス名	活動指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29 実績	H30 実績	R01 実績	H29-R01 平均値	R02 見込	R03 見込	R04 見込	R05 見込
地域活動支援センター機能強化事業	実施見込箇所数	1	1	1	1.0	1	1	1	1
	実利用見込者数	20	21	20	20.3	21	21	21	21

<任意事業>

①日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業です。

【サービス見込量の考え方】

利用者数及び延利用日数は実績をもとに算出しています。利用者のニーズも勘案し、サービス提供事業所の確保に取り組んでまいります。

サービス名	活動指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29 実績	H30 実績	R01 実績	H29-R01 平均値	R02 見込	R03 見込	R04 見込	R05 見込
日中一時支援事業	実利用見込者数	36	30	24	30	30	30	30	30
	延利用見込日数	600	424	484	502	502	502	502	502
	契約事業者数	15	11	10	12	12	12	12	12

②レクリエーション活動等支援

障害者等の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するためのレクリエーション活動等を行うことにより、障害者等の社会参加を促進することを目的とした事業です。

【サービス見込量の考え方】

中城村身体障害者福祉協会による沖縄県身体障害者スポーツ大会派遣に関して補助を行っています。今後も継続して支援を行ってまいります。

サービス名	活動指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29実績	H30実績	R01実績	H29-R01 平均値	R02見込	R03見込	R04見込	R05見込
レクリエーション	実施見込箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1
活動等支援	実利用見込者数	15	15	15	15	15	15	15	15

<その他の事業>

①自動車運転免許取得・改造助成事業

障害者等による自動車運転免許の取得及び身体障害者の自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

【サービス見込量の考え方】

過去の実績を勘案して算出しております。本事業は、障害者等の社会参加促進に寄与するものであり、今後も継続して実施してまいります。

サービス名	活動指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29実績	H30実績	R01実績	H29-R01 平均値	R02見込	R03見込	R04見込	R05見込
自動車運転免許取得事業	実利用見込者数	1	1	0	0.7	1	1	1	1
自動車改造費助成事業	実利用見込者数	0	2	3	1.7	2	2	2	2

2) 地域生活支援促進事業の見込量

国の地域生活支援促進事業実施要綱において、「障害者等が日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業実施要綱で定める事業に加え、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。」と規定されており、市町村の実情に合わせて実施することとされています。

①障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的とする事業です。

【サービス見込量の考え方】

ア. 市町村障害者虐待防止センターの体制整備

イ. 地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等の連携協力体制の整備

ウ. 市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修

エ. 障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業

平成 24 年 10 月 1 日に障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が施行され、市町村に障害者虐待防止センターを設置することが義務付けられた。本村においても障害担当が属する福祉課にセンター機能を設置し、相談支援事業の中で障害者等への虐待に関する相談を受けています。

支援体制の課題としては、担当する職員等の研修や周知不足があり、中城村地域包括ケア推進協議会における障害部会において、関係者間の協議の場を設置し、定期的な周知状況、相談状況の共有化を図ることとします。

また、地域生活支援拠点等が有する機能の充実を図り、緊急一時保護受入体制の構築も推進していきます。

サービス名	活動指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29実績	H30実績	R01実績	H29-R01 平均値	R02見込	R03見込	R04見込	R05見込
市町村障害者虐待防止センターの体制整備	実施見込箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1
	実利用見込者数	0	0	0	0	1	1	1	1
地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等の連携協力体制の整備	実施見込箇所数	0	0	0	0	0	0	1	1
	実利用見込者数	0	0	0	0	0	0	15	15
市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修	研修開催見込者数	0	0	0	0	0	0	0	10

サービス名	活動 指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29 実績	H30 実績	R01 実績	H29-R01 平均値	R02 見込	R03 見込	R04 見込	R05 見込
障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業	実施見込箇所数	0	0	0	0	0	1	1	1

②医療的ケア児総合支援事業

医療的ケア児が地域で必要な支援が受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、総合的な支援体制を構築に取り組んでまいります。

【サービス見込量の考え方】

ア. 医療的ケア児の協議の場の設置

ウ. 医療的ケア児等コーディネーターの配置

ア及びウについては、第3章の2の「5) 障害児支援の提供体制の整備等」の「④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」にて記載しておりますので、ご参照ください。

イ. 医療的ケア児等支援者養成研修の実施

イについては、村単独で研修会を実施するのではなく、沖縄県等が主催する研修等へ関係職員を派遣します。現在、支援者研修受講者は1名いますが、児童の相談担当職員についても県の研修を受講させ、支援体制の強化を図ってまいります。

エ. 医療的ケア児等とその家族への支援

医療的ケア児等への支援は、相談支援事業において継続的に実施しており、協議の場において、支援の充実が図れるよう努めてまいります。

サービス名	活動 指標	第4期計画	第5期計画				第6期計画		
		H29 実績	H30 実績	R01 実績	H29-R01 平均値	R02 見込	R03 見込	R04 見込	R05 見込
医療的ケア児等とその家族への支援	実利用見込者数	3	3	3	3	4	4	4	4

③発達障害児者及び家族等支援事業

発達障害児者及び家族等支援事業については、第3章の2の「8) 発達障害者等に対する支援」にて記載しておりますので、ご参照ください。

3) サービス見込量確保のための方策

地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業におけるサービスは、市町村でサービスを設置することができるため、地域の障害者等のニーズの把握及び提供に係る相談支援、社会資源の開発、等について検討を重ね、サービス提供体制の構築に努めて参ります。

第4章 計画の推進・評価について

1. 計画の推進体制

1) 庁内体制

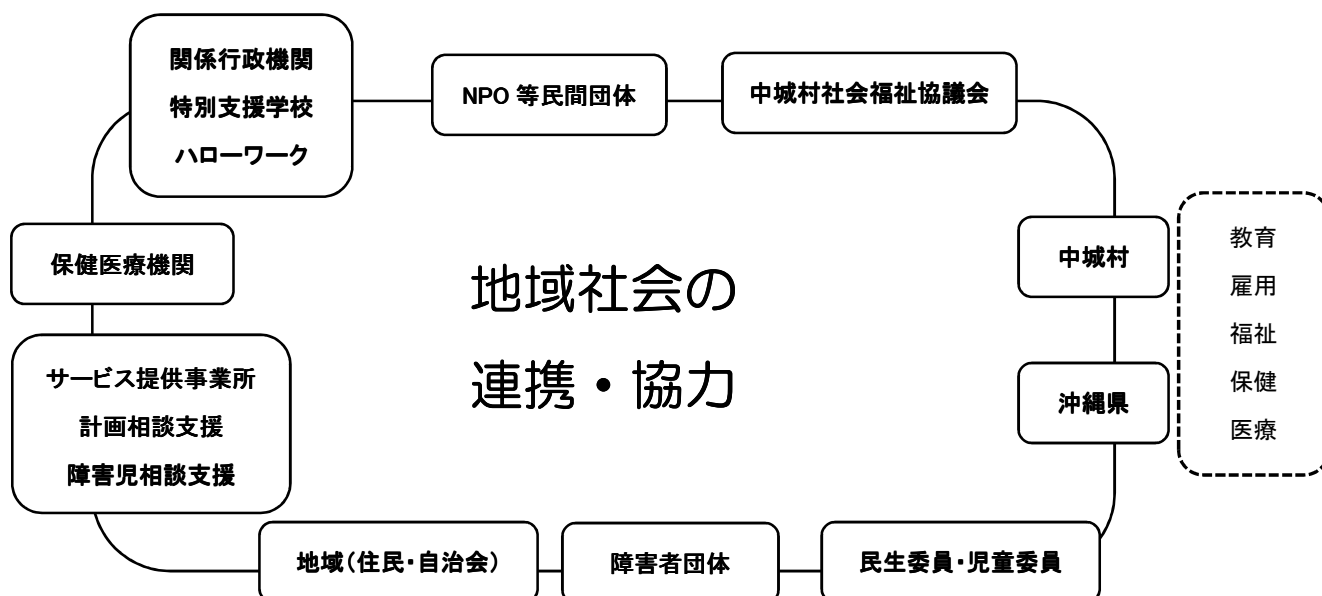
本計画は、事務局である福祉課と各施策の担当課が連携し、全庁が一体となって推進する体制を構築します。

具体的には、障害児や家族へ支援、発達面の療育等や医療的ケア児等への支援には、こども課・子育て世代包括支援センターや教育委員会との連携体制が必要となります。また、成人期の障害者への支援には健康管理面の指導も必要となり、健康保険課との連携も必要です。

これらの連携体制を構築するための協議の場として、中城村地域包括ケア推進協議会の障害部会内に支援目的に合ったワーキングチームを設置して、支援体制の構築に取り組んでまいります。

2) 関係機関や地域との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉協議会、村内外のサービス提供事業所、地域自治会、民生委員・児童委員、等との連携強化が必要です。それぞれの役割や機能を共有し、相互協力体制の構築に取り組んでまいります。



2. 人材の確保・質の向上

相談支援や各種サービスの充実を図るためには、専門職員の確保が重要となります。村における専門職員の確保、研修参加等の機会の拡充等による資質向上のみならず、サービス提供事業所においても人材の確保、職員の資質向上が図れるよう、情報交換を始めとした支援体制の構築に努めてまいります。

3. 計画の進行管理

1) 中城村地域包括ケア推進協議会の活用

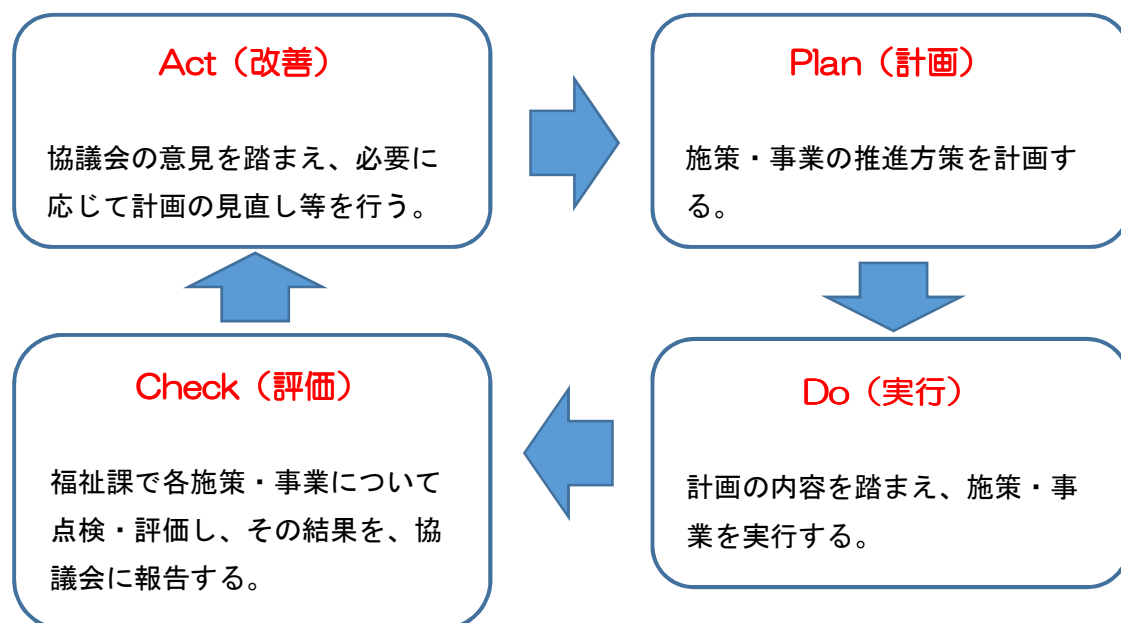
本計画は、令和5年度の見直しに併せて全体の計画書を策定しますが、各施策は実施の過程において新たな課題が発生することは明確です。障害児者等の多様なニーズや地域の実情に対応した取り組みを行うため、計画の進行状況を管理していく必要があります。

本計画の進行管理に当たっては、中城村地域包括ケア推進協議会が計画の進行管理組織として位置づけられています。毎年の実績に基づき、本計画の評価・点検に努め、中城村地域包括ケア推進協議会へ報告します。なお、評価・点検の際にはPDCAサイクルによる評価・点検に努めます。

中城村地域包括ケア推進協議会は、障害福祉のみならず、高齢者福祉・介護予防等の施策の進行管理の組織としても位置づけられており、8050問題等の対策も同時に取り組みを進めてまいります。

また、協議会の下部組織である高齢者部会、障害部会において、支援目的に応じたワーキングチームを設置し、個別的な課題解決に取り組んでまいります。

<PDCAサイクルのプロセスのイメージ>



2) 計画や障害福祉サービス等の広報・普及啓発

本計画は、計画書として印刷・発行するほか、村広報誌やホームページを活用して計画の内容の周知を図ります。

また、中城村社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会とも連携し、本計画内容の周知に努めてまいります。

資料

○中城村地域包括ケア推進協議会設置要綱

平成 19 年 12 月 17 日 訓令第 36 号

(目的)

第 1 条 本村に居住する高齢者、障害者及び障害児（以下「高齢者等」という。）が、地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、保健、医療、福祉、教育、就労等各種サービスの提供について包括的に調整し地域ネットワークを構築することを目的に、中城村地域包括ケア推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織及び構成員)

第 2 条 協議会は、委員 15 名以内とし、次の各号で掲げる者で構成し中城村長（以下「村長」という。）が選任する。

- (1) 保健・医療・福祉の専門家
- (2) 学識経験者
- (3) 高齢者等当事者団体
- (4) 指定相談支援事業所
- (5) 高齢者等福祉団体関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 就労団体関係者
- (8) 中城村社会福祉協議会
- (9) その他村長が必要と認める者

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任務)

第 4 条 協議会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (3) 地域の社会資源の開発、改善
- (4) 高齢者等の権利擁護に関する事項
- (5) 地域支援事業の評価等に関する事
- (6) 高齢者等に関する各種計画の策定、進捗管理及び評価に関する事
- (7) その他の高齢者等の保健福祉の推進に必要な事項

(会議)

第 5 条 会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 前項の規定により会議が成立し、審議する事項について、出席委員の過半数の合意があれば当該事項の処理を行うものとし、可否同数の場合は委員長がこれを決定する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第6条 第4条における事項を検討するため、協議会の下に、次の各号に掲げる専門部会を置く。

- (1) 高齢者部会
- (2) 障害者部会

2 部会の構成員は、第2条に規定する組織の関係職員とする。

3 第1項における専門部会に、部会長を置き、次の各号に掲げる者が部会長の任につく。

- (1) 高齢者部会 地域包括支援センター管理者
- (2) 障害者部会 指定相談支援事業所

4 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(個別支援会議)

第7条 専門部会の下に、個別支援を検討するため、個別支援会議を置く。

2 個別支援会議の構成員は、第2条に規定する組織の関係職員とする。

3 事務局は、必要に応じて、個別支援会議を招集し、その進行を努める。

(秘密保持)

第8条 協議会、専門部会、個別支援会議（以下「協議会等」という。）の構成員は、正当な理由がなく、協議会等の職務により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 協議会等が第5条第4項による協力要請を行う場合は、個人情報保護に留意しなくてはならない。

(協議会等の委員の報酬)

第9条 協議会等の委員の報酬及び費用弁償は、中城村特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、福祉課に置く。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年12月28日から施行する。

○毎年 12 月 3 日～12 月 9 日は障害者週間です。

障害者週間は国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が様々な分野の活動において積極的に参加することを促進するために障害者基本法により定められています。

街で見かけるマークには障害者が暮らしやすいよう配慮されたことを表すマークや支援が必要なことを表すマークがあります。その一部を紹介します。

マーク	マークの名称及び内容
	<p>「障害者のための国際シンボルマーク」</p> <p>障害者が利用できる建物、施設であることを表すための世界共通のシンボルマークです。 このマークは特に車椅子を利用する障害者に限定し使用されるものではなく「すべての障害者を対象」としています。</p>
	<p>「ほじょ犬」</p> <p>身体障害者補助犬法をわかりやすく理解してもらうために作られたマークです。法律では公共の施設や交通機関、不特定多数の方が利用する施設（スーパーやレストラン、ホテル、病院等）において身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の同伴を受け入れる義務があるとしています。</p>
	<p>「オストメイトマーク」</p> <p>人口肛門・人口膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入り口・案内誘導プレートに表示されています。</p>



「ヘルプマーク」

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。マークをつけている方をみかけたら、席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、ご協力をお願いします。

※役場福祉課にて申請者に 1 人 1 個まで配布しています。



「わけがありますく」

発達障害のある方や感覚過敏がある方等で、マスク等の着用ができない方がいることを多くの人に知ってもらうために作られたマークです。

中城村 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

【令和3年度～令和5年度】

発行 中城村役場 福祉課

住所 〒901-2493 沖縄県中頭郡中城村字当間 585 番地 1

電話 098-895-1738 (直通)

FAX 098-895-3048 (代表)